

横浜市商店街店舗誘致事業補助金
事前チェックシート

〔チェックシート記入日：平成 年 月 日〕

団体名・会社名：

申請予定者： (連絡先：)

申請できる方：個人、法人（中小企業）、商店会、各種団体で、以下の要件をすべて満たす方。
ただし、中小企業のうち、みなし大企業は対象外です。

〔空き店舗について〕

- 本市ホームページに掲載されている登録店舗で開業すること
(登録No.)

〔申請条件について〕

- 申請する年度内に開業する見込みがあること
- 1年以上継続して事業を行う見込みがあること
- 週4日以上開設し、継続的に運営する事業であること
- 商店会の希望する登録業種で開業し、登録時間内を含めた営業をすること
- 開業等に必要な資格や許認可を有していること
(申請時点で有していない場合は、開業までに有する見込みがあること)
- 開業するエリアの商店会に加入し、商店街の活性化に向け協力すること
- 市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと
- 暴力団及び暴力団員でないこと
- 法人の代表者または役員（法人格を持たない団体の場合は代表者）が暴力団員でないこと
- 過去3年間に当該補助金を受けていないこと
- 市内他商店街からの移転でないこと
- 来街者向けではない事務所等でないこと
- 風俗営業でないこと
- 社会通念上公序良俗に反する事業でないこと
- 宗教活動や政治活動を主とする事業でないこと

お問合せ先／事前相談先（予めお電話のうえ、事前チェックシートをご持参ください。）

横浜市経済局商業振興課 電話：671-3838 FAX：664-9533

〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階

(裏面あり)

